

2010年4月10日

各位

上場会社名 マックスバリュ西日本株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤本 昭
コード番号 8287 (大証2部)
問合せ先 取締役人事総務本部長 渡辺 哲久
TEL 079(283)5321

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2010年4月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2010年5月11日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、また、社外取締役及び社外監査役として優秀な人物を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款に第24条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第23条 (条文省略) (新設)	第1条～第23条 (現行どおり) <u>(社外取締役の責任限定契約)</u>
第24条～第30条 (条文省略) (新設)	第24条 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第31条～第34条 (条文省略)	第25条～第31条 (現行どおり) <u>(社外監査役の責任限定契約)</u>
	第32条 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
	第33条～第36条 (現行どおり)

以上